普通預金口座不正使用補償規定（個人･個人事業主口座）　新旧対照表

旧	新
第１条 補償が行われる場合 第三者が、次の（ア）～（ク）に掲げるお客さまの口座番号等（以下「口座番号等」という。）を盗用し、お客さまになりすまして普通預金口座等から不正に振り込みをされたこと（以下「不正な振り込み」という。）によって、お客さまが普通預金口座等において損害を被った場合に、補償が行われます。 （ア）店番号 （イ）口座番号 （ウ）暗証番号 （エ）ログイン ID（お客さまが設定した場合） （オ）ログインパスワード （カ）ワンタイムパスワード （キ）カードレス Visa デビットのカード番号 （ク）Visa デビットカードのカード番号	第１条 補償が行われる場合 第三者が、次の（ア）～（ケ）に掲げるお客さまの口座番号等（以下「口座番号等」という。）を盗用し、お客さまになりすまして普通預金口座等から不正に振り込みをされたこと（以下「不正な振り込み」という。）によって、お客さまが普通預金口座等において損害を被った場合に、補償が行われます。 （ア）店番号 （イ）口座番号 （ウ）暗証番号 （エ）ログイン ID（お客さまが設定した場合） （オ）ログインパスワード （カ）ワンタイムパスワード （キ）カードレス Visa デビットのカード番号 （ク）Visa デビットカードのカード番号 （ケ）登録電話番号